

第7期目黒区介護保険事業計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要について

「目黒区パブリックコメント手続要綱」（平成21年2月25日制定）に基づくパブリックコメントとして、平成29年11月29日から平成30年1月5日まで第7期目黒区介護保険事業計画素案に対するご意見を募集しました。計画案を策定するに当たり、お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。ご意見は、原則として全文を掲載していますが、長文にわたるものについては、趣旨を損なわない範囲で一部省略、要約又は分割している場合があります。

2 パブリックコメントの集計結果

(1) 提出者数 x v

ア	パブリックコメント募集	書面	FAX	メール	計
	個人	0	1	1	2
	団体	0	0	0	0
	議会	1	0	0	1
	計	1	1	1	3
イ	区民説明会				1
合 計					4

【参考1】職員意見
なし

【参考2】パブリックコメントとして取り扱わなかったもの
なし

【パブリックコメント募集】

○募集期間：平成29年11月29日～平成30年1月5日

○周知方法

ア めぐる区報（12/5号）、目黒区ホームページ等

イ 素案閲覧・配付場所

目黒区総合庁舎区政情報コーナー・健康福祉計画課・介護保険課・高齢福祉課・地域ケア推進課・障害福祉課・生活福祉課、地域包括支援センター、地区サービス事務所（東部地区を除く）、住区センター、図書館

【区民説明会】

○第1回：平成29年12月16日（土）10：00～12：00、大会議室
参加人数 33人（個人26、団体7）

○第2回：平成29年12月19日（火）18：30～20：30、大会議室
参加人数 17人（個人5、団体12）

【職員意見募集】

○募集期間：平成29年11月30日～12月22日

(2) パブリックコメントの検討結果一覧

対応区分	内 容	件数内訳			割合
		パブリック コメント募集	説明会	計	
1	ご意見の趣旨に沿い、改定案に反映します。	0	0	0	0%
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	7	1	8	38.1%
3	改定案には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	0	0	0	0%
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	6	0	6	28.6%
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	4	0	4	19.0%
6	その他（1～5のいずれにも該当しないもの）	3	0	3	14.3%
合 計		20	1	21	100.0%

(3) 分野別意見数

分野名	件数内訳			割合
	パブリック コメント募集	説明会	計	
素案全般	0	1	1	4.8%
第1章 計画の概要	3	0	3	14.3%
第3章 介護保険事業計画策定のための体制等	1	0	1	4.8%
第6章 介護サービス基盤の整備	4	0	4	19.0%
第8章 地域支援事業の取組	2	0	2	9.5%
第9章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み	2	0	2	9.5%
第10章 介護保険サービスを円滑に提供するために	8	0	8	38.1%
合 計	20	1	21	100.0%

※第2章介護保険事業計画の基本的理念、第4章日常生活圏域の状況、第5章被保険者数等の現状の見込み、第7章介護給付費等対象サービスの現状と見込みに関するご意見はありませんでした。

3 第7期目黒区介護保険事業計画素案に対する提出意見と検討結果

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
第1章 計画の概要					
第2 制度改正の主な内容					
1	議会	自立支援・重度化予防に係る財政的インセンティブについては、このモデルケースとなった自治体において、介護認定の門前払いや保険給付からの無理な卒業といった問題が起きている。本人の実態を無視し必要な介護から利用者を締め出すことのないよう、丁寧な対応を行うこと。	介護保険課	2	区としては、介護保険の自立支援とは、高齢者が本人の状態・能力に応じて今ある力を活用しながら自分らしい生活を継続するために、必要な支援を行っていくことであり、状態にあったサービスを利用することで重度化も予防できるものと考えています。この考えに基づき、自立支援・重度化予防の取組を進めます。
2	議会	「地域共生社会の実現」の名の下、国や自治体の公的責任を後退させ地域住民の「自立・互助」に押し付けられるのではないかと。住民の助け合いは公的介護保険サービスの受け皿として位置付けるのではなく、現行サービス利用を前提に、さらに地域における支え合いや地域づくりを促進するものとして位置付けること。	介護保険課	2	区としては、住民の助け合いの位置付けを専門職のサービスを代替するものではなく、サービスが多様になることで柔軟かつ効果的なサービス提供を可能にするものと考えています。このため、必要な介護保険サービスを利用していただくことは前提として、サービス見込み量等も算定しました。また、多様なサービスの形成のための取組を通し、支え合いや地域づくりの促進を図ります。
3	議会	2割負担によって負担に耐え切れず特養ホームを退所したケースも生じている。国に対して3割負担をやめるように声を上げること。	介護保険課	5	このたびの負担割合3割についての見直しは、世代間・世代内の公平を確保しつつ、介護保険制度を今後も継続して実施していくために行われるものです。3割負担の対象となる方は、現在の2割負担の方の中で特に所得の高い層の方となります。なお、介護保険制度の高額介護(予防)サービス費により、同じ月内に受けた介護保険サービスの自己負担金には上限が設定されていますので、負担割合2割の方が3割になった場合、必ずしも新たに1割分の負担が生じるものではありません。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
第3章 介護保険事業計画策定のための体制等					
4	個人	目黒区の高齢者、要介護者、介護従事者(家族介護を含む)の実態を統計数値のみでなく、対象者の声を聴取し、対象者・関係団体の参加で「計画策定」「実施」「評価」を行うこと。	介護保険課	2	今回の計画策定に当たっては、記名悉皆方式で高齢者等実態調査を行い、統計情報を得るとともに個別対応等にも活用するための情報収集を行いました。また、計画の方向性を検討する区の付属機関である地域福祉審議会においては、公募区民の委員も参加し議論が行われ、その検討内容の中間のまとめに対しては、地域福祉のつどいを開催し区民・関係者に意見を求めました。さらに、計画の素案については公表の上意見募集を行うとともに説明会を開催しました。今後、各事業の実施において区民の皆さんに十分に説明するとともに、評価においては地域福祉審議会に進捗状況を報告し、頂いた意見に対応していきます。
第6章 介護サービス基盤の整備					
第3 主な介護サービスの基盤整備計画について					
5	議会	新たに整備されるユニット型特別養護老人ホームは、従来型に比べ利用料が高額である。低所得者に対する負担軽減のための助成を行うこと。	介護保険課 高齢福祉課	4	<p>特別養護老人ホームのユニット型個室の利用料(介護サービス利用者負担額)は多床室、従来型個室に比べ高額となっています。しかし、利用料については、現在の制度でも高額介護サービス費により月額のご負担額に上限が設定されています。また、非課税世帯で資産額が一定以下等所要の要件を満たす方の食費・居住費については、介護保険負担限度額認定による軽減制度が実施されています。加えて、社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームについては、上記の制度の適用を受けている方で介護保険料の滞納をしていないなどの一定の要件を満たす方を対象に、利用者負担額と食費・居住費の4分の1をさらに減額する制度もあります。</p> <p>ユニット型に対するものを含め、新たな助成制度の実施については、これらの軽減制度の実施状況を踏まえ、今後、慎重に検討する必要があると考えます。</p>

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
6	個人	特別養護老人ホーム整備に当たっては、真に必要な数値の目標の長期計画を立て、優先順位について対象者や関係団体と協議すること。設置に当たっては地域住民の合意を図ること。区直営又は公的責任を明確にした運営とすること。	高齢福祉課	2	整備に当たっては、特養待機者解消を図るため、必要な数値を計画して進めていきます。設置につきましても、地域住民との合意形成に努めていきます。なお、現在、3か所の民設民営による特別養護老人ホームの整備を進めていますが、その整備運営についても、区としても責任を持って関与していきます。
7	議会	介護医療院は看取りやターミナルケアなどの機能と生活の場としての機能を兼ね備えた施設となる。患者の生活の質の向上と尊厳が守られるよう、医療介護の人員配置、設置基準などについて、現行の介護療養病床体制を後退させることなく存続させること。	介護保険課	6	介護医療院の基準については、区が定めるものではありませんが、厚生労働大臣からの諮問に対する社会保障審議会の答申の内容によれば、体制の後退はない見込みです。従来の介護療養病床に比べ、生活施設としての機能を重視した基準となっています。
8	議会	在宅を支える地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の利用が進んでいない。なぜ利用者が増えないのか現状を把握すること。また、介護事業者やケアマネジャーへの周知を行うこと。	介護保険課	2	小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等は在宅生活を支える重要なサービスであり、その普及は全国的に課題となっています。国等の研究結果や目黒区の状況を把握し、研修や事業者連絡会の支援等を通し周知・普及の取組を行っていきます。
第8章 地域支援事業の取組					
第1 介護予防・日常生活支援総合事業					
9	議会	チェックリストによる判定が行われているが、希望する全ての人に要介護認定申請ができるようにすること。	介護保険課	2	総合事業のサービス利用に当たっては、簡易迅速なサービス利用を希望する場合などに基本チェックリストによる判定を行っています。要介護認定申請、基本チェックリストのどちらを行うかは、利用が見込まれるサービス内容等にもよりますが、ご本人の希望が優先されます。
10	議会	要支援者の通所介護・訪問介護が介護給付から地域支援事業に移ったが、現行の予防給付相当サービス・区独自基準サービス基準を引き下げることなく存続させること。	介護保険課	4	現在、指定事業者により実施している訪問型・通所型予防給付相当サービス及び区独自基準サービスともに、国が定める人員・設備・運営基準からの緩和を行っていません。しかし、安全性等を確保しつつ効果的・効率的な事業運営を実施するためのサービス基準の策定は今後の検討課題であると考えています。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
第9章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み					
第2 第1号被保険者の保険料について					
11	個人	介護保険料がこれ以上引き上がらぬように、国・都に働き掛けるとともに目黒区としての努力をしてほしい。	介護保険課	4	保険料の算定に当たっては介護給付費等準備基金の大部分を取崩し、第1号被保険者の保険料に充てていますが、要介護認定者数および介護給付費の増加が見込まれることにより、保険料の上昇は避けられない状況です。今後も調整交付金の取扱などについて特別区長会や全国市長会を通じて国に要望していくとともに、区としても自立支援・重度化防止や給付の適正化等への取組を進めます。
12	議会	年金が引下げられる中で、高い介護保険料は高齢者の暮らしを脅かしている。保険料改定に当たり、国や都に対し財政支援を求めるとともに、基金の活用や一般会計からの財政投入により介護保険料を引き下げること。	介護保険課	5	保険料の算定に当たっては介護給付費等準備基金の大部分を取崩し、第1号被保険者の保険料に充てていますが、要介護認定者数及び介護給付費の増加が見込まれることにより、保険料の上昇は避けられない状況です。低所得の方については所得段階を細かく設定し、一定の所得以下の高齢者への負担が軽減されるよう負担の傾斜配分を行うとともに、目黒区独自の保険料減額制度も継続します。
第10章 介護サービスを円滑に提供するために					
第1 介護保険事業の適正な運営に向けた方策					
13	個人	介護・福祉等人材の確保と育成のため、目黒区が委託・契約している事業体を対象とする「目黒区公契約条例を策定し、条例で従業員の報酬額の下限を設けること。委託となっている事業体の労働者の報酬及び労働条件は特別区人事委員会勧告に準じること。	契約課	6	公契約条例につきましては、平成29年第4回区議会定例会において条例案を提出し、可決したところです。条例には、公契約の受注者及び下請等の受注関係者に対して、労働報酬下限額以上の報酬の支払義務を定めています。平成30年10月の条例施行に向けて、条例の実効性を確保する施策を検討し、実施します。 なお、労働報酬下限額の設定に当たっては、社会経済情勢の変化によって毎年度変動することが予想されるものであるため、今後設置する「目黒区公契約審議会」でご審議頂き、ご意見を踏まえた上で決定していきます。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
14	個人	介護・福祉等人材の確保と育成のため、現行の区の委託契約においても介護・福祉分野の業務に従事する労働者の年齢及び経験を尊重し、世帯形成時の経済基盤の支援や定年まで働ける条件を加味した内容の契約とすること。	地域ケア推進課 高齢福祉課 障害福祉課	6	区の委託契約については、様々な関連法令を遵守することが前提であり、契約事業者の労働条件等についても関係法令に基づき適正に行われているものと捉えています。なお、介護・福祉分野の施設運営等に係る受託事業者の選定に当たっては、審査過程の中で、人材の確保・育成の観点も踏まえて評価・選定しています。
15	個人	介護報酬の「加算」は介護従事者の給与に係る費用と聞いたが、それならば国や都道府県が負担すべきものではないか。サービス単価が値上がりになるのならまだ理解できる。介護従事者の給与を上げ、かつ、高齢者に負担を押し付けないでほしい。	介護保険課	5	介護事業者に支払われる報酬は、基本報酬のほかサービスの提供体制等に応じて加算される報酬があります。「介護職員処遇改善加算」は、加算として基本報酬と区別することで事業者介護職員の給与に上乗せする以外の使途を認めず、確実に介護職員の処遇改善を図るもので、その一部を介護保険サービスご利用者様にご負担していただくものです。介護職員の処遇改善はサービスの質の向上につながるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
16	個人	事業者から提出される「サービス利用票別表」や請求書の明細・内訳が見づらい。様式が決まっているので直せないと言われたが、理解しやすいものにしてほしい。	介護保険課	4	利用者の皆さんに理解していただける書類を整えること、さらに、その内容を分かりやすく説明することは非常に大切なことと考えます。事業者から提出される書類には様式が定められているものもありますが、理解を得るための工夫などは今後の検討課題と考え、事業者に努力を求めるとともに取組の支援を検討していきます。
17	個人	介護保険料の減免制度を周知し減免制度の基準の緩和を図ること。	介護保険課	5	目黒区独自の介護保険料の減額制度については、対象者の方へ保険料の決定通知の際にお知らせしています。減額された保険料はほかの第一号被保険者の保険料が充てられているため、基準の緩和は公平性の観点から困難と考えます。

番号	区分	意見(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果(対応策)
18	個人	特別養護老人ホームの食事代・室料などのホテルコストについて区独自の補助を行うこと。	介護保険課 高齢福祉課	4	<p>特別養護老人ホームの食事代・室料については、介護保険負担限度額認定による軽減制度が実施されています。また、社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームについては、上記の制度の適用を受けていて一定の要件を満たす方を対象に、利用者負担額と食費・居住費の4分の1をさらに減額する制度もあります。</p> <p>また、食費・居住費については、在宅で生活される方は、日常の生活の中でご負担されているものです。新たな食事代・室料に関する助成制度の実施については、現在の軽減制度の実施状況、在宅で生活されている方との均衡の面から、今後、慎重に検討する必要があると考えます。</p>
19	個人	目黒区独自の「介護保険利用者負担軽減制度」の対象者を拡大すること。また、負担割合を増やすこと。	介護保険課	4	<p>目黒区独自の「介護保険利用者負担軽減制度」は居宅でのサービスをご利用の方の介護サービス利用者負担額についての軽減制度であり、利用者負担額の2分の1を軽減するものです。東京都が実施要綱を定める利用者負担額軽減制度は利用者負担の4分の1を軽減するとしており、対象者の要件は異なりますが、本区の軽減制度の方が軽減割合が高くなっています。</p> <p>目黒区独自の軽減制度の対象者及び負担割合の拡大については、被保険者様のご負担状況、他軽減制度との均衡の面から、今後、慎重に検討する必要があります。</p>
20	個人	現行制度や国の方針、基準を絶対視せず、国や都に必要な措置を求めるとともに制度の改善や自治体(保険者)権限の拡充を求めること。	介護保険課	2	<p>必要な施策について検討の上、その結果を特別区長会や全国市長会を通じて国に要望していきます。</p>

4 区民説明会における意見と検討結果

※関係所管欄：区民説明会において対応した所管名を記載

番号	区分	意見(要旨)	関係所管(※)	対応区分	検討結果(対応策)
保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画に関すること					
1	説明会	計画の実行に当たっては、ヒト・モノ・カネが求められる。介護・福祉人材の確保・定着・育成は、計画素案に掲げられているが、簡単に実現できる状況ではない。区内の特別養護老人ホームでは、現に職員の欠員が生じている。特別養護老人ホームを増設することは当然だが、職員不足によって入居させられなかったり、施設の経営が立ち行かなくなったりすることはあってはならない。	高齢福祉課 障害福祉課	2	<p>複数年度にわたり多額の経費がかかる計画事業等については、平成29年度末に改定予定の実施計画にも掲げ、必要な財源を確保した上で、保健医療福祉計画等、各計画を改定していきます。</p> <p>人材確保のため、特別養護老人ホーム等の採用相談会を開催したり、特別養護老人ホーム運営事業者に対して介護職員宿舎借り上げ補助を実施したりしています。また、障害のある人の生活介護の通所施設等では、法に上乘せした人員について助成をしています。今後とも人材確保に取り組んでいきたいと考えています。</p>

第7期目黒区介護保険事業計画素案からの主な変更点について

(1) 第7期における第1号被保険者介護保険料の算定についての内容変更・追加

ア 総介護費用見込みの変更及び保険料賦課総額の算出

給付実績データの更新や、一定以上所得者の負担割合引き上げ及び消費税引き上げの影響についての取扱等が国から示されたこと、介護報酬の改定率の目安（全体で0.54%の増）が示されたことから、保険給付費等の推計を再度行い、第7期における総介護費用の見込額を624.0億円に変更した。（素案は612.9億円）。これを基に保険料賦課総額145.0億円を算出した。なお、保険料賦課総額の計算の過程で介護給付費等準備基金9.4億円を取り崩し、第1号被保険者保険料の軽減に充てた。

イ 所得段階設定

保険料賦課総額算出に伴い、所得段階設定の検討を行った。保険料の上昇に対し、低所得者へ配慮しつつ介護保険事業の運営を維持できるような保険料設定について検討し、段階設定をつぎのとおりとした。

- ・所得段階数 17段階（第6期：15段階）
- ・保険料率 0.5～3.6倍（第6期：0.5～3.0倍）

ウ 第1号被保険者介護保険料額

保険料賦課総額及び保険料所得段階設定を踏まえ算定した、第1号被保険者の保険料基準額は次のとおりである。

第7期保険料基準額（月額）：6,240円（第6期：5,780円）

なお、所得段階別の保険料月額は計画書P198のとおり。

(2) その他変更点

国における制度改正の検討の進行及び計画素案に対する区民意見等を踏まえ、下表のとおり変更を行った。

番号	箇所 (>マークは変更理由等)	変更後	変更前
第2章 介護保険事業計画の基本的理念			
第2 第7期における重点的な取組			
1 自立支援・介護予防・重度化防止の取組			
	③地域ケア会議の充実 > 審議会における意見を踏まえ、全区レベルの地域ケア会議を実施していくことを明確に示すため文言追加	・個別支援及び地域課題抽出を目的とした個別レベル、地区レベル、 <u>全区レベルの地域ケア会議</u> の充実	・個別支援及び地域課題抽出を目的とした個別レベル、地区レベルの <u>地域ケア会議</u> の充実

番号	箇所 (>マークは変更理由等)	変更後	変更前
2 地域包括ケアシステム構築のための取り組み			
	(1)在宅医療・介護連携の推進 ▶ 審議会における意見を踏まえ、より適切な文言に修正する	7行目 専門職同士がお互いに顔の見える関係をつくることのできる場を積極的に設け、在宅療養生活に関わる医療や介護の専門職による「在宅医療・介護連携に関する研修」の内容を充実させるとともに、医師、看護師、主任介護支援専門員、訪問介護員等のほか、 <u>リハビリテーション専門職</u> や栄養士など、より多くの職種に拡大して、チーム支援を深める研修を実施します。	7行目 専門職同士がお互いに顔の見える関係をつくることのできる場を積極的に設け、在宅療養生活に関わる医療や介護の専門職による「在宅医療・介護連携に関する研修」の内容を充実させるとともに、医師、看護師、主任介護支援専門員、訪問介護員等のほか、 <u>理学療法士</u> や栄養士など、より多くの職種に拡大して、チーム支援を深める研修を実施します。
	(4)地域ケア会議の推進 ▶ 審議会における意見を踏まえ、全区レベルの地域ケア会議を実施していくことを明確に示すため文言追加	個別ケースを通して多職種で課題分析を行う個別レベルの地域ケア会議によりケースに共通する地域課題を抽出するとともに、地域の関係者を参加者とする地区レベルの地域ケア会議を通して、地域に必要な取組を明らかにし、 <u>さらに全区レベルの地域ケア会議を通して資源開発や施策につなげていきます。</u>	(全区レベルの記載なし) 個別ケースを通して多職種で課題分析を行う個別レベルの地域ケア会議によりケースに共通する地域課題を抽出するとともに、地域の関係者を参加者とする地区レベルの地域ケア会議を通して、地域に必要な取組を明らかにし、 <u>を通して資源開発や施策につなげていきます。</u>
第6章 介護サービス基盤の整備			
第3 主な介護サービスの基盤整備計画			
1 施設・居住系サービス			
	▶平成 29 年度中の事前協議により認知症高齢者グループホーム3ユニットが平成 30 年度開設見込みとなったため修正	表【居住系サービス基盤整備予定】 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 平成30年度(整備予定数) 6ユニット(54人) 合計定員 35ユニット(315人)	表【居住系サービス基盤整備予定】 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 平成30年度(整備予定数) 3ユニット(27人) 合計定員 32ユニット(288人)

番号	箇所 (>マークは変更理由等)	変更後	変更前
第7章 介護給付等対象サービスの現状と見込み			
第2 サービス種類ごとの実績と見込み			
2 地域密着型サービス			
	<p>(6) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)</p> <p>>平成 29 年度中の事前協議により認知症高齢者グループホーム3ユニットが平成 30 年度開設見込みとなったため修正</p>	<p><サービスの推移状況とサービス量の見込> 主に要介護 2 以上の方に利用されています。月平均利用者数は増加しています。第7期は12ユニットの整備を計画することによる利用者の増加を見込みました。</p>	<p><サービスの推移状況とサービス量の見込>主に要介護 2 以上の方に利用されています。月平均利用者数は増加しています。第7期は9ユニットの整備を計画することによる利用者の増加を見込みました。</p>
第8章 地域支援事業の取組			
第1 介護予防・日常生活支援総合事業			
2 介護予防・生活支援サービス事業			
	<p>2 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>>介護予防ケアマネジメントの向上についての取組内容を追加したため修正</p>	<p>10行目 今後、介護予防ケアマネジメントの過程や地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職参加の導入や、多様なサービスの利用を踏まえたケアマネジメントの研究など、自立支援に向けてより効果的な介護予防ケアマネジメントが実現するよう取り組んでいきます。</p>	<p>10行目 今後、介護予防ケアマネジメントの過程や個別レベルの地域ケア会議等にリハビリ専門職を導入する機会を設けるなど、自立支援に向けてより効果的な介護予防ケアマネジメントが実現するよう取り組んでいきます。</p>

番号	箇所 (>マークは変更理由等)	変更後	変更前
第2 包括的支援事業			
2 生活支援体制整備事業			
	>北部地区、東部地区、西部地区において協議体が発足したことに伴い修正	5行目 平成 29 年度からは、地区における生活支援体制整備事業の一部を社会福祉協議会に委託して取組を進め、 <u>北部地区、東部地区、南部地区及び西部地区で第2層協議体が発足しました。</u> また、南部地区と東部地区へ第 2 層の生活支援コーディネーターを配置しました。	5行目 平成 29 年度からは、地区における生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託して取組を進め、南部地区で目黒区で最初の第 2 層協議体(南部支え合いまち会議)が発足し、また、南部地区と東部地区へ第 2 層の生活支援コーディネーターを配置しました。
第9章 総介護費用及び第1号被保険者保険料の見込み			
第2 第1号被保険者の保険料について			
2 介護保険料の算定方法			
	>直近の収納実績に合わせ保険料予定収納率を修正	4 保険料額の設定 <div data-bbox="792 916 1379 970" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険料賦課総額の算出</div> 保険料収納必要額に保険料予定収納率 <u>97.85%</u> を加味して賦課総額を算出します。	4 保険料額の設定 <div data-bbox="1447 916 2002 970" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険料賦課総額の算出</div> 保険料収納必要額に保険料予定収納率 <u>97.8%</u> を加味して賦課総額を算出します。